

第85回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個 別 注 記 表
連 結 注 記 表

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

株式会社 **沖縄銀行**

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,111百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 信託元本補填引当金

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当行は、次世代システムの開発を凍結し、現行システムのハードウェア更改を優先しておりましたが、平成28年1月4日にハードウェアの更改が完了いたしました。

ハードウェアの更改を完了し、一定期間の安定稼動を確認した後、現行システムの機能評価を行い、当該システムの機能が更改前に比して向上したことを確認でき、将来にわたっての安定稼動が明確に見込まれることになった一方、次世代システムについては、開発を再開する場合、当初の想定以上のコストが必要となることなどから、当行を取り巻く現在の経営環境を踏まえ、その開発の必要性を改めて検討した結果、平成28年3月25日開催の取締役会において、現行システムを継続使用し、凍結していた次世代システム開発の中止を決議いたしました。

システム開発契約の解消に伴い、システム開発委託先から受領する損害賠償金2,166百万円を「受取賠償金」として特別利益に、次世代システムに係る固定資産の除却損2,038百万円を「固定資産処分損」として特別損失に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は882百万円、延滞債権額は14,030百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は473百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,477百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,864百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,231百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 71,391百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,912百万円

上記のほか、為替決済の担保として、有価証券50,168百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金432百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、182,206百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが109,588百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が88,507百万円あります。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,494百万円

- | | |
|---|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,379百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 429百万円 |
| 11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 | 11百万円 |
| 12. 関係会社に対する金銭債権総額 | 13,696百万円 |
| 13. 関係会社に対する金銭債務総額 | 16,892百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	115百万円
役務取引等に係る収益総額	64百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	48百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	20百万円
役務取引等に係る費用総額	475百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,654百万円

2. 固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

建物	22百万円
土地	0百万円
建設仮勘定	980百万円
その他の有形固定資産（器具・備品）	9百万円
その他の無形固定資産（未成ソフトウェア）	1,057百万円

3. 関連当事者との取引

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取 金 引 額	科 目	期 末 残 高
子会社	おきぎん保証 株 式 会 社	沖縄県 那覇市	70	信 用 保 証 業	直接 93.1% 間接 4.5%	債務の被保証 役員の兼任	被債務保証 (注1)	487,706	—	—
							保 証 料 の 支 払 (注2)	472	未払 費用	40
							債務保証履 行に伴う 代位弁済	1,059	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当行の取扱う個人ローン商品に対する債務保証であります。

(注2) 当行の取扱う個人ローン商品に対する信用保証料であり、保証料率については当行
と当該子会社との調整のうえ、商品ごとに決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取 引 額	科 目	期 末 残 高
役員の 近親者	高 宮 城 克	—	—	—	—	当 行 監 査 役 の 松 川 義 則 弟	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 60	貸出金	59
役員の 近親者	赤 嶺 雅 功	—	—	—	—	当 行 監 査 役 の 大 城 保 弟	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 24	貸出金	25
役員の 近親者が議決 権の過 半数を 所有し ている 会 社	(有)アサトエッ グ ファーム (注2)	沖縄県 宜野座 村	15	畜 産 業	被所有 直接 0.0%	与 信 取 引	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 57	貸出金	152
役員の 近親者が議決 権の過 半数を 所有し ている 会 社	(有)安里住宅 (注2)	沖縄県 宜野座 村	30	不 動 産 賃 業	—	与 信 取 引	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 41	貸出金	39
役員の 近親者が議決 権の過 半数を 所有し ている 会 社	(株)サンクス沖縄 (注3)	沖縄県 那覇市	3	不 動 産 取 引 業	—	与 信 取 引	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 107	貸出金	139
役員の 近親者が議決 権の過 半数を 所有し ている 会 社	上城技術情報(株) (注4)	沖縄県 宜野湾 市	10	サービ ス業	被所有 直接 0.0%	与 信 取 引	資金の貸付 (注1)	(平均残高) 30	貸出金	24

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
(注2) 当行取締役安里昌利の近親者が議決権の過半数を所有しております。
(注3) 当行取締役金城善輝の近親者が議決権の過半数を所有しております。
(注4) 当行取締役仲本善政の近親者が議決権の過半数を所有しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	899	128	808	219	(注)
合 計	899	128	808	219	

(注) 増加は市場買付127千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は消却800千株、新株予約権の権利行使8千株及び単元未満株式の売却によるものであります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	11,259	12,508	1,248
	地 方 債	250	250	0
合 計		11,510	12,758	1,248

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	1,684
合 計	1,684

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式	19,847	11,530	8,317
	債 券	455,249	443,207	12,041
	国 債	220,575	215,302	5,273
	地 方 債	126,044	121,514	4,529
	社 債	108,629	106,390	2,238
	そ の 他	81,035	76,738	4,297
	外 国 債 券	42,678	41,732	945
	その他の有価証券	38,357	35,006	3,351
	小 計	556,132	531,477	24,655
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式	2,655	2,966	△311
	債 券	907	914	△6
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	社 債	907	914	△6
	そ の 他	24,440	25,037	△597
	外 国 債 券	6,368	6,412	△44
	その他の有価証券	18,071	18,624	△553
	小 計	28,003	28,918	△915
合 計		584,135	560,395	23,739

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株 式	1,902
そ の 他	235
合 計	2,137

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	3,458	982	219
債 券	24,834	227	31
国 債	21,250	159	29
社 債	3,583	67	1
そ の 他	8,054	237	160
外 国 債 券	5,275	49	32
その他の有価証券	2,778	187	128
合 計	36,347	1,447	411

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落したこと」としております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	2,290	百万円
退職給付引当金	1,593	
貸出金償却	834	
関係会社支援損失	509	
減価償却費	492	
有価証券	317	
その他	1,012	
繰延税金資産小計	7,050	
評価性引当額	△2,863	
繰延税金資産合計	4,187	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,967	
その他	20	
繰延税金負債合計	6,988	
繰延税金負債の純額	2,801	百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金負債は169百万円減少し、その他有価証券評価差額金は372百万円増加し、法人税等調整額は203百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は67百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	6,999円28銭
1株当たりの当期純利益金額	355円53銭

《ご参考》

第85期末（平成28年3月31日現在）信託財産残高表

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	2,436	金 銭 信 託	58,581
証 書 貸 付	1,942		
手 形 貸 付	493		
そ の 他 債 権	1		
銀 行 勘 定 貸	56,143		
合 計	58,581	合 計	58,581

- （注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は399百万円、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権は該当金額なしであります。
 また、これらの債権額の合計額は406百万円であります。

（付表）元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

合同運用指定金銭信託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	2,436	元 本	58,562
そ の 他	56,144	債 権 償 却 準 備 金	5
		そ の 他	12
計	58,581	計	58,581

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第85期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）信託財産収支表

（単位：百万円）

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息	81	信 託 報 酬	405
そ の 他 の 受 入 利 息	413	そ の 他 の 支 出	4
受 入 手 数 料	5	信 託 利 益	99
債 権 償 却 準 備 金 戻 入	2		
そ の 他 の 収 入	6		
合 計	509	合 計	509

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社
おきぎんビジネスサービス株式会社
株式会社おきぎん経済研究所
美ら島債権回収株式会社
おきぎん保証株式会社
株式会社おきぎんエス・ピー・オー
株式会社おきぎんジェーシービー
株式会社おきぎんリース
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社
沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合
持分法非適用の関連法人は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,212百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 信託元本補填引当金の計上基準

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還請求の損失に備えるため、過去の返還実績率等を勘案して計算した当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額をリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しており、新会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

15. リース業務の収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

追加情報

当行は、次世代システムの開発を凍結し、現行システムのハードウェア更改を優先していましたが、平成28年1月4日にハードウェアの更改が完了いたしました。

ハードウェアの更改を完了し、一定期間の安定稼働を確認した後、現行システムの機能評価を行い、当該システムの機能が更改前に比して向上したことを確認でき、将来にわたっての安定稼働が明確に見込まれることになった一方、次世代システムについては、開発を再開する場合、当初の想定以上のコストが必要となることなどから、当行を取り巻く現在の経営環境を踏まえ、その開発の必要性を改めて検討した結果、平成28年3月25日開催の取締役会において、現行システムを継続使用し、凍結していた次世代システム開発の中止を決議いたしました。

システム開発契約の解消に伴い、システム開発委託先から受領する損害賠償金2,166百万円を「受取賠償金」として特別利益に、次世代システムに係る固定資産の除却損2,030百万円を「固定資産処分損」として特別損失に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は911百万円、延滞債権額は14,536百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は473百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,477百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,398百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,231百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	71,391百万円
リース投資資産	8,564百万円
その他資産	3,767百万円

担保資産に対応する債務

預金	10,912百万円
借入金	12,119百万円

上記のほか、為替決済の担保として有価証券50,168百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金457百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、189,551百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが103,279百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が88,507百万円あります。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 8. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,425百万円 |
| 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 429百万円 |

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、株式等売却益982百万円及び信託元本補填引当金戻入益101百万円を含んでおります。
2. その他の経常費用には、貸出金償却738百万円及び株式等売却損298百万円を含んでおります。
3. 固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

建物	22百万円
土地	0百万円
建設仮勘定	980百万円
その他の有形固定資産（器具・備品）	10百万円
その他の無形固定資産（未成ソフトウェア）	1,049百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	21,000	—	800	20,200	(注 1)
合 計	21,000	—	800	20,200	
自己株式					
普通株式	899	128	808	219	(注 2)
合 計	899	128	808	219	

(注 1) 減少は自己株式の消却によるものであります。

(注 2) 増加は市場買付127千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は消却800千株、新株予約権の権利行使8千株及び単元未満株式の売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘 要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					225	
合 計		—					225	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	703百万円	35.00円	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	703百万円	35.00円	平成27年9月30日	平成27年12月10日
合 計		1,407百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	999百万円	利益剰余金	50.00円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(注) 1株当たり配当額には創立60周年記念配当15円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の組成販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金及びコール市場等より資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部等により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、自己査定等の与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、保有する外貨の持高（ポジション）が均衡する状態に保つことを基本原則として、日々、外貨の総合持高（ネットポジション）を把握し、バランスコントロールを行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行は、市場リスクに関する諸規程に基づき価格変動リスクの管理を行っております。有価証券運用については、リスク管理委員会において半期ごとに決定する有価証券運用計画に基づき、実施しております。このうち、証券国際部では、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で管理している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「コールローン」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」であります。

当行では、「有価証券」について、V a R（観測期間は1年、保有期間は事業推進目的の株式が1年でそれ以外は1ヶ月、信頼区間は99%、共分散行列法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出にあたっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております（ただし、事業推進目的の株式については、保有株式間のみの相関を考慮した変動性を用いております。）。平成28年3月31日において、当該リスク量の大きさは11,239百万円になります。

平成27年度に関して実施したバックテストの結果、保有期間1日V a R（信頼区間99%）を用いた超過回数は250回中9回、保有期間1日V a R（信頼区間84%）を用いた超過回数は34回であり、使用するモデルは十分な精度があると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

当行では、「コールローン」、「貸出金」及び「預金」について、金利の変動が時価に与える影響額を定量的分析に利用しております。

当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、平成28年3月31日現在の指標となる金利が10ベシ・ポイント（0.10%）上昇したものと想定した場合には、現在価値が708百万円減少するものと把握しております。

当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、A L Mを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	69,003	69,003	－
(2) コールローン及び買入手形	1,121	1,121	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,510	12,758	1,248
その他有価証券	584,189	584,189	－
(4) 貸 出 金	1,378,238		
貸倒引当金（*）	△9,920		
	1,368,318	1,369,874	1,556
資 産 計	2,034,142	2,036,947	2,805
(1) 預 金	1,804,870	1,804,905	35
(2) 信託勘定借	56,143	56,143	－
負 債 計	1,861,014	1,861,049	35

（*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、基準価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に一定の管理コストを加味した利率で割引いて時価を算定しております。ただし、住宅ローンは商品種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	2,667
② 組合出資金（＊３）	235
合 計	2,902

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(＊２) 当連結会計年度において、非上場株式について７百万円減損処理を行っております。

(＊３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
コールローン及び買入手形	1,121	—	—	—	—
有 価 証 券	82,794	123,316	125,593	85,952	143,273
満期保有目的の債券	250	—	—	—	11,259
国債	—	—	—	—	11,259
地方債	250	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	82,544	123,316	125,593	85,952	132,013
国債	40,094	58,692	53,356	43,357	25,074
地方債	15,129	27,841	29,044	24,048	29,981
社債	20,634	32,774	9,344	3,621	43,160
その他	6,685	4,008	33,848	14,925	33,796
貸 出 金 (＊)	142,627	66,787	98,007	72,378	915,750
合 計	226,543	190,104	223,601	158,330	1,059,023

(＊) 貸出金のうち、期間の定めのないもの82,688百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
預 金 (＊)	1,705,916	89,325	9,628
信 託 勘 定 借	56,143	—	—

(＊) 預金のうち、要求払預金については「1年未満」に含めて開示しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 58百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 16,290株	普通株式 22,130株
付与日	平成22年7月26日	平成23年8月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月27日から 平成52年7月26日まで	平成23年8月6日から 平成53年8月5日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式17,030株	普通株式14,840株
付与日	平成24年8月6日	平成25年8月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで	平成25年8月6日から 平成55年8月5日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）8名	当行取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式14,810株	普通株式11,060株
付与日	平成26年8月5日	平成27年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年8月6日から 平成26年8月5日まで	平成27年8月11日から 平成27年8月10日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	6,860	12,660	9,380	11,370
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	2,210	2,240	1,950
未確定残	6,860	10,450	7,140	9,420
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	2,210	2,240	1,950
権利行使	—	2,210	2,240	1,950
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	14,810	－
付与	－	11,060
失効	－	－
権利確定	1,700	－
未確定残	13,110	11,060
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	1,700	－
権利行使	1,700	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	－	1株当たり 5,430円	1株当たり 5,430円	1株当たり 5,430円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,656円	1株当たり 3,265円	1株当たり 3,082円	1株当たり 4,112円

	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 5,430円	－
付与日における公正な評価単価	1株当たり 4,114円	1株当たり 5,321円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年Stock・オプション
株価変動性 (注1)	26.6 %
予想残存期間 (注2)	2.0 年
予想配当 (注3)	1株当たり 70 円
無リスク利子率 (注4)	0.01 %

(注1) 平成25年8月5日の週から平成27年8月3日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

(注2) 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております

(注3) 平成27年3月期の配当実績

(注4) 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金資産は10百万円、繰延税金負債は131百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は372百万円増加し、法人税等調整額は214百万円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は67百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,266円29銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	385円68銭